

妙高市地域防災力向上支援事業補助金のご案内

市では、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織が行う防災資機材の整備に対し、補助制度を創設しました。防災資機材の整備にご活用ください。

《制度概要》

① 補助対象経費は、下表に掲げる防災資機材を整備する経費

区 分	資機材名
自主防災組織 準備資機材	防災ベスト、懐中電灯、ランタンライト、ヘルメット トランシーバー、ハンドマイク、のぼり旗 など
救助用資機材	リヤカー、誘導棒、油圧爪付ジャッキ、救助現場破壊器具 など
救護用資機材	担架、テント、車椅子、救急セット、段ボールベッド 簡易ベッド など
給食給水用 資機材	炊き出し用の大なべ、大型ケトル、非常用浄水器、防災かまど など
避難用資機材	投光器、小型発電機、ガソリン携行缶、移動式蓄電システム アルミ保温シート、冷暖房器具（設置工事を伴わないものに限る） 簡易トイレ、トイレ処理剤 など

※上記に記載のない資機材については、下記へお問い合わせください。

※災害発生時の備蓄食糧・飲料については、最初の3食分は各家庭での備蓄をお願いしていることから、対象にはなりません。

②補助率

80%

③補助上限額

150,000円（例：購入費用 187,500 円×補助率 80%＝150,000 円）

④事業期間

令和6年6月25日～令和7年3月31日

（裏面あり）

⑤提出先

必要事項を記載し、整備する防災資機材の見積書及びカタログの写しを添付の上、市役所総務課危機管理室防災係または両支所総務防災係に提出願います。

（お近くの市職員に渡していただいても結構です。）

⑥その他

- ・ **資機材の整備(購入)は、補助金の交付決定後**に行ってください。
- ・ 交付申請書には、整備する防災資機材の見積書及びカタログを添付してください。
- ・ 実績報告書には、**整備した資機材の写真とその資機材を訓練で使用している様子が分かる写真**を添付していただきます。

妙高市総務課危機管理室防災係 大矩・岡田

電話： 0255-74-0002（直通）

FAX： 0255-72-9841

Mail： somu@city.myoko.niigata.jp